

# 会計経理

1

東京都福祉局指導監査部 指導第一課  
障害福祉サービス検査担当

## 1-1 工賃の支払いに係る会計処理

### ○ 工賃について

- ▶ 指定就労継続支援B型の利用者や指定就労継続支援A型の利用者で雇用契約を締結していない利用者に対して支払います。（A型事業所で雇用契約を結んでいる場合は賃金を支払います。）
- ▶ 都の条例では、「生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。」と定めています。このため、就労支援事業においては、剰余金は発生しないことが原則です。

## 1-2 実地検査で見受けられる事例 1

### (明細書未作成)

- ・就労支援事業別事業活動明細書、就労支援事業製造原価明細書、就労支援事業販管費明細書を作成して、就労支援事業に必要な経費を算定していない。



### (解説)

- ・必要経費を適正に算出するために「就労支援事業別事業活動明細書」、「就労支援事業製造原価明細書」、「就労支援事業販管費明細書」を作成する必要があります。

## 1-2 実地検査で見受けられる事例 2

### (剰余金の発生)

- ・就労支援事業における収支差額がゼロになっておらず剰余金が発生しているが、利用者への還元や積立てを行わず、剰余金の使途について不明確である。



### (解説)

- ・剰余金が発生している場合には、その額を明らかにし、剰余金を利用者に還元する等の使途を検討してもらう必要があります。

## 1-2 実地検査で見受けられる事例 3

(費用の計上誤り)

- ・就労支援事業の支出の中に、人員配置基準内の職員に係る人件費を計上している。



(解説)

- ・人員配置基準を超えて専ら就労支援事業に従事することとして雇用(契約)している場合のみ、就労支援事業の経費である「就労支援事業指導員等給与」として処理することができます。

(就労会計基準Q & A No.62～65) \*3(8頁)

## 1-2 実地検査で見受けられる事例 4

(設備等整備積立金の積立要件を満たしていない。)

- ・当年度の利用者賃金及び利用者工賃支払額が前年度の利用者賃金及び利用者工賃支払額を下回っているにもかかわらず積み立を行っている。



(解説)

- ・上記要件を満たしたうえで、就労支援事業資産の取得価額の75%以内かつ、事業年度ごとの積立額は、就労支援事業収入の10%以内を限度として計上できます。

(就労会計基準第二－4－(1)、(3))※1(8頁)

## 1-2 実地検査で見受けられる事例 5

(工賃変動積立金の積立要件を満たしていない)

- ・事例4同様、当年度の利用者賃金及び利用者工賃支払額が前年度の利用者賃金及び利用者工賃支払額を下回っているにもかかわらず積み立てを行っている。



(解説)

- ・上記要件を満たしたうえで、積立上限額は、過去3年間の平均工賃の50%以内、事業年度ごとの積立額は、過去3年間の平均工賃の10%以内を限度として計上できます。

(就労会計基準 第二-4-(1)、(2))

### 1-3 作成様式と参考基準

## 1-4 工賃の支払い（その他）

- ・①「生活介護」で生産活動を行っている場合や、②「就労A」で雇用契約を結んでいない利用者についても、工賃の支払いと共に会計処理は発生します。

①解釈通知 第五 3(4) (生活介護) (準用：第十 3(5)① (就労移行支援))

指定生活介護事業者は、生産活動に従事している利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないとしたものである。なお、この場合の指定生活介護事業所における会計処理については、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」を参照されたい。

②解釈通知 第十一 3(4) 抜粋 (就労継続支援A型)

雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。

## 2-1 会計の区分

(指定生活介護) 事業者は、各指定居宅介護事業所において経理を区分するとともに、(指定生活介護の) 事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない（都条例第155号第93条）

- 就労支援事業に係る会計については、他の事業と区分し一つのセグメントとして扱い、規定の計算書類を作成する。
- 社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設け、拠点区分には、サービス区分（事業内容）を設ける。
- 社会福祉法人以外の法人が就労支援事業を実施している場合は、「指定障害福祉サービス事業」と「本業など他の事業」との会計を区分する。

## 2-2 実地検査で見受けられる事例 1

### (事業の未区分)

- ・指定障害福祉サービス事業（生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業）の会計を、その他の事業の会計と区分していない。



### (解説)

- ・「指定障害福祉サービス事業」と「その他の事業（いわゆる株式会社などが行う本業等）」の会計は区分し、事業ごとの収支を明確にする必要があります。

## 2-2 実地検査で見受けられる事例 2

(異なる指定障害福祉サービス事業との未区分)

- ・事業所を一つの単位として会計処理を行ってしまい、その事業所で行っている事業種別ごと（生活介護事業等）に区分して会計処理を行っていない。（主に多機能型を運営する事業所の場合）



(解説)

- ・多機能型事業所については、法人本部及び事業種別ごと（生活介護や就労継続支援等）の収支を適正に把握するために、これら事業種別ごとに会計を区分する必要があります。

## 2-2 実地検査で見受けられる事例 3

### (共通経費に係る按分基準の未作成)

- 異なる事業種別間で共通経費（人件費、水道光熱費等）が発生しているにも関わらず、合理的な基準に基づき按分しておらず、一方の事業種別からのみ支出している。（また、反対に共通経費でないものを按分している。）



### (解説)

- ・使用状況等に応じた合理的な按分基準（時間割合、面積割合、収入割合等）を設定する。なお、一度採用した按分基準は、みだりに変えることは出来ません。（介護保険事業会計区分）※1(14頁)  
(就労会計基準Q&A No.17,37,57,58)※3(14頁)
- ・按分基準を適用できるのは、共通経費のみ。

## 2-3 作成様式と参考基準

### ○作成様式等

<参考>

一般の民間法人 <sup>①</sup>	就労会計基準留意事項5（※2） <sup>②</sup> 様式例として、「就労支援事業損益計算書」 <sup>③</sup>
NPO法人 <sup>④</sup>	就労会計基準留意事項7 <sup>⑤</sup> 様式例として、「就労支援事業 事業活動計算書」 <sup>⑥</sup>
公益法人 <sup>⑦</sup>	就労会計基準留意事項8 <sup>⑧</sup> 様式例として、「就労支援事業正味財産増減計算書」 <sup>⑨</sup>

※1：介護保険事業会計区分＝平成13年3月28日老振発第18号通知「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」<sup>⑩</sup>

※2：就労会計基準留意事項＝平成25年1月15日事務連絡『「就労支援の事業の会計処理の基準」の改正に係る留意事項等の説明』<sup>⑪</sup>

※3：就労会計基準Q&A＝平成19年5月30日事務連絡『「就労支援事業の会計処理の基準」に関するQ&Aについて』<sup>⑫</sup>

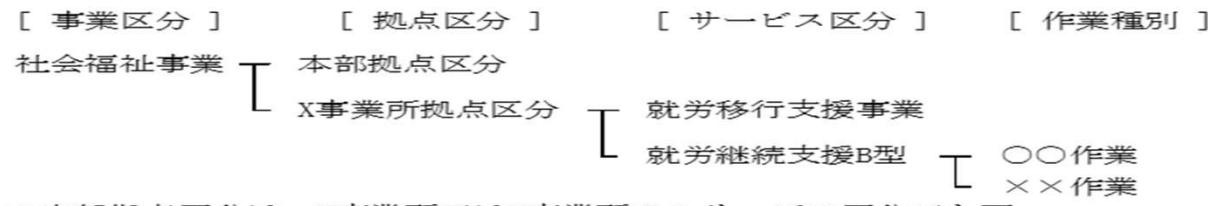
★社会福祉法人の会計の区分については、『平成28年3月31日 雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について』の4及び5を参照。<sup>⑬</sup>

## 2-4 会計区分のイメージ

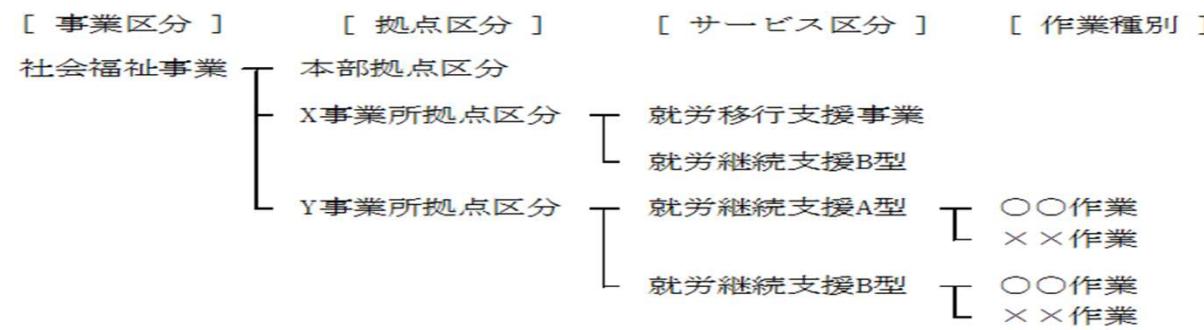
○社会福祉法人

○就労支援事業を実施する社会福祉法人の会計の区分。

<1 事業のみを運営している事業所>



<多機能型事業所>



## 2-4 会計区分のイメージ

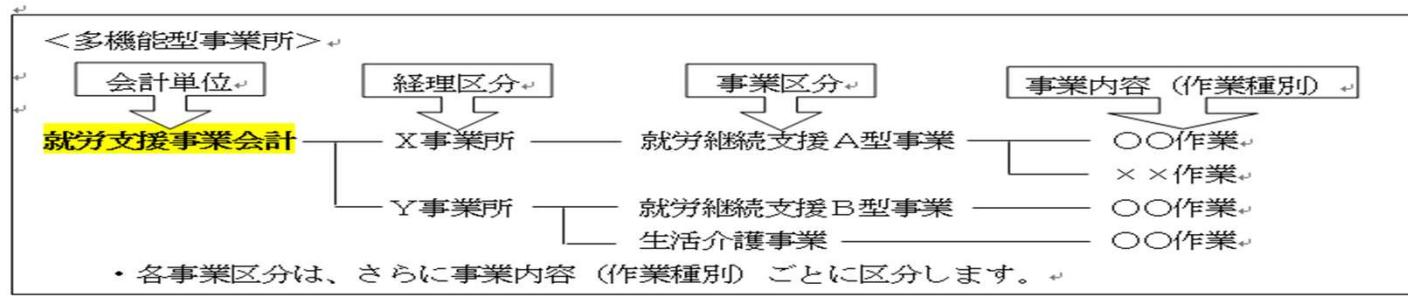
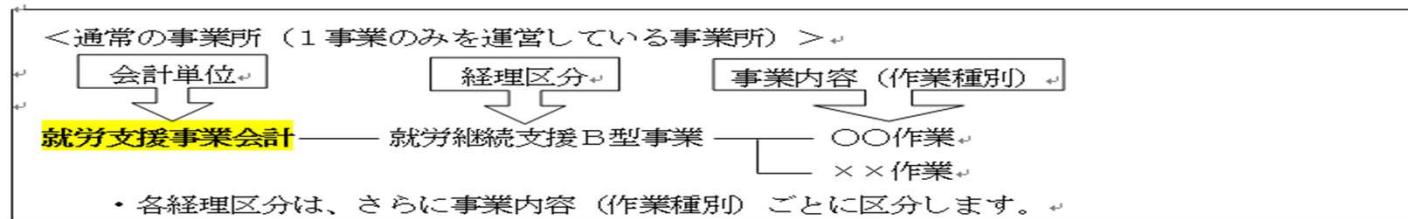
### ○社会福祉法人以外の法人

○就労支援事業を実施する社会福祉法人以外の法人の会計の区分

<例：NPO法人>

会計区分		特定非営利活動法人	
事業	就労支援事業※	特定非営利活動事業会計	その他の事業会計
		障害福祉サービス事業	相談事業等

※「就労支援事業」を「その他の事業」と区分した上で、さらに以下を区分します。



ご清聴ありがとうございました。